

第4次志摩市男女共同参画推進プラン(R4~R8)に基づく【令和4年度事業取組実績 事業評価シート】

評価について A:計画通り事業を実施できた B:概ね計画通り事業を実施できた C:計画的に事業を実施できたが、改善の余地がある D:事業を実施できなかった(しなかった)

基本目標	基本方針	基本施策	実施施策	主な施策の内容	担当課	評価 A~D	重点的に取 り組んだも の	各事業における「男女共同参画」への 取組実績(内容) ※実施施策に基づくもの	取組成果(効果)・課題 ※改善の余地があると思われる場合はその点も記入
基本目標 1 互いに認 め合う まちづく り	(1)男女共 同参画社 会につい ての広報 ・啓発の推 進	① 自主的な男女 共同参画の ための市民 意識の高揚	・男女が互いに差別し合うことなく、共に手 を取り合って社会参画できるよう、男女共 同参画に対する市民意識の高揚を図ると ともに、新たな日常生活の中で、若い世代 を中心に家庭生活や社会生活における男 女相互の自立意識が高揚できる手法を検 討します。	男女共同参画推進条例及び第4次志摩市男女共同 参画推進プランの周知	人権市民 協働課	A	○	条例及び第4次志摩市男女共同参画推進プランに関してホーム ページに掲載した。 概要版の第4次志摩市男女共同参画プランをイベントなどで配 布し幅広い周知を行った。	引き続き人権関連のイベントや研修で周知を進めていく。
				市民対象の男女共同参画啓発事業の実施	人権市民 協働課	C		令和4年度からの新事業として男女共同参画週間では市立図 書館での啓発活動、女性に対する暴力をなくす運動期間には パープルリボンパネル展、文岡中学校でのデートDV中学生対 象男女共同参画学習会などができた一方で、男女共同参画映 画祭は新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止となっ た。	男女共同参画映画祭来年度、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して 9月開催予定。「男女共同参画の視点」で映画を見ることを意識 してもらうことにより男女共同参画について考える機会として いる。
		② 多様なメディア を活用した広報 ・啓発活動の推進	・人権尊重の意識や男女共同参画意識の普 及を図るため、広報紙、ケーブルテレビや 本市ホームページをはじめ、新聞など多様 な媒体を活用していきます。 ・誤った性別概念が擦り込まれないようメ ディア・リテラシーの向上に努めます。	「広報しま」を活用した男女共同参画関連記事の掲載	人権市民 協働課	A		「女性に対する暴力をなくす運動」等、男女共同参画に関する記 事を広報しまに掲載し広く市民の男女共同参画意識の普及を 図る。	引き続き広報しまへ記事の掲載を行い、広く市民の男女共同参 画意識への普及を図る。
				本市ホームページにおける男女共同参画コンテンツ の充実	人権市民 協働課	C		条例及び第4次志摩市男女共同参画推進プランに関してホーム ページに掲載した。	今後は実施事業に関してホームページ上で周知啓発を徹底す る。
				男女共同参画関連事業の積極的なプレスリリース	人権市民 協働課	C		令和4年度は人権講座のワークライフバランスに関する内容を 上げたのみとなった。	男女共同参画映画祭、パープルリボン運動などの行事を含め、 より積極的な実施事業に関してのプレスリリースを徹底する。
				広報担当におけるメディア・リテラシー向上のための 研究	秘書課	A	○	広報研究会に参加しメディアリテラシーの向上を図り、担当者 で情報共有しながら、広報紙や行政情報番組の制作を行った。	メディアリテラシーの向上を図ることができた。
		③ 関係団体の連 携強化	・男女共同参画社会づくりに向けた協働に よる取り組みを進めるため、団体、企業、行 政等の連携強化を図ります。	連携すべき団体のリストアップと連携調整	人権市民 協働課	B		新型コロナウイルス感染症対策の緩和により、対面での会議も 一部戻ってきているが、まだまだオンライン上でのやり取りが 多い。引き続きオンライン会議、書面及びメール等により連携 を図る。	オンライン上での情報共有となったが、密に連絡を取ることで 連携は強化されている。引き続き、県の男女共同参画センター フレンテみえ等との連携強化を図っていく。
				男女共同参画関連相談窓口の整理と市民への周知	人権市民 協働課	B		広報やホームページへ相談窓口を掲載。 男女共同参画関連のイベント時に関連したリーフレットの配布 を行った。	コロナ影響緩和から対面での男女共同参画推進に関連したのイ ベントなどが増えているので定期的な周知を行い相談しやすい 環境づくりを引き続き努めていく。
				相談体制の整備・充実	人権市民 協働課	A		こども家庭課および県の男女共同参画センター(フレンテみえ) と速やかに連携をとれる体制をとっている。	引き続き、この連携体制を維持し、相談があった際に迅速に対 応できるよう努める。
		④ 男女共同参画 に向けた相談体制 の確立	・男女が自らの生き方を選択し、自立でき るよう手助けするための相談しやすい相談 窓口・電話相談の充実を図ります。 ・利用者が相談しやすい環境の整備に努め るとともに、相談員の資質向上を図りま す。 ・各種相談機関において、カウンセリング機 能を充実させるとともに、各関係機関と連 携をとり、自立支援のための情報提供機能 の充実を図ります。 ・支援が必要な家庭の把握とアウトリーチ を検討します。	志摩市国際交流協会との連携強化	人権市民 協働課	C		・女性相談員(12月~)及び母子・父子自立支援員を配置し、広 報誌等で各種相談窓口を周知した。 ・県等が開催する研修を受講し、相談員及び職員員の資質向上に 努めた。 ・相談内容により関係機関が連携をとり対応した。	市のホームページに「子どもや家庭に関する相談」をまとめた ページを作成し、ネット検索からでも窓口につながりやすい環 境を整えた。自ら発信できない家庭へのアウトリーチが引き続 き課題となっている。
				在任外国人を対象とした「しま日本語教室」の継続開 催	人権市民 協働課	B		月に2回開催継続中である。在任外国人からの教室への問い合 わせも多く、参加者が少ずつであるが増えてきている。外国 人との共生サポート体制をとっている。	在任外国人に広く周知(SNSや広報しま等)を呼びかけ、参加 者増加に繋げる。
		⑤ 国際的視野に 立った幅広い情報 収集の整備	・国際社会における男女共同参画の推進に 関する取り組みや、様々な課題、女性の地 位向上に関連の深い国際的な規範、基準等 の情報収集や学習機会の充実を図ります。 ・男女共同参画の視点から国際交流、国際 協力及び在住外国人との共生を目指す活 動を支援するとともに、伊勢市と鳥羽市と の三市合同での日本語学習支援ボランテ アの養成を充実します。	志摩市国際交流協会との連携強化	人権市民 協働課	C		コロナ禍で行事イベント等が中止になり、活動しにくい状況に あった。	令和4年度はできなかった国際映画祭・国際交流フェスティバル ・クッキングセミナーなどのイベントを今後はできるように、 アフターコロナ社会に向けて連携を密に取り、情報共有を行う よう努める。
在任外国人を対象とした「しま日本語教室」の継続開 催	人権市民 協働課			B		月に2回開催継続中である。在任外国人からの教室への問い合 わせも多く、参加者が少ずつであるが増えてきている。外国 人との共生サポート体制をとっている。	在任外国人に広く周知(SNSや広報しま等)を呼びかけ、参加 者増加に繋げる。		
基本目標 2 互いに認 め合う まちづく り	(2)男女共 同参画に 関する意 識の普及 と教育の 推進	① 学校等にお ける男女共 同参画教 育の推進	・男女とも一人ひとりが思いやりと自立の 意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念 を推進する学習を充実します。 ・教職員等が男女共同参画の理念を理解 し、意識を高め、教育に反映できるよう研 修機会の充実に努めます。 ・LGBTなど性的マイノリティに対する視点 も入れながら、男女共同参画意識の普及に 関する効果的な指導方法について調査・検 討を行います。 ・学校行事、PTA活動などを活用して、保 護者に対する男女共同参画意識の普及を進 めます。	男女共同参画推進プラン、志摩市教育推進計画に 沿った男女共同参画教育、及び教職員研修等の実施	人権市民 協働課	C	○	今年度は新規事業として志摩市立図書館と連携して男女の パートナーシップについて理解を深めることを目的とし、男女 共同参画に関する書籍を集めた特設ブースを設置した。 文岡中学校の2年生を対象に、デートDVIについて講師を派遣 し学習会を開催した。事前に教職員に対し内容を確認してもら い、教職員からの要望も取り入れて内容を変更した。	デートDVIに関しては生徒から「参考になった」等の意見を頂い た一方で、市内全員の中学生に対して網羅のできる生徒数が 少ないのが現状である。 周知の対象を増やすためより多くの生徒に周知するといった 対策に努める。
				男女共同参画の視点に立った生涯学習事業の実施検 討	学校教育 課	C	○	各校において、自分らしく生きていくという視点、男女共同参 画の視点を大切にしながら、子どもの自尊感情を高めていける ような取組を行った。また、LGBTなど性的マイノリティに係 る問題を解決するための学習を深めながら、男女共同参画意 識の普及につなげるよう取り組んだ。	教育活動全体を通して、全ての児童生徒が男女共同参画の視 点を大切にしながら、人権尊重の意識を高めるとともに、あら ゆる人権問題の解決を図って意思と実践力を培う取組を継続 して行っていくことが必要である。LGBTなど性的マイノリ ティに係る問題を解決するための学習を各校に広げること ができた。しかし、学校によっては日常的な取組につなげて いないという課題があり、さらに人権教育の実践および研究活 動を現場において繰り返し行っていくことが重要である。
基本目標 2 互いに認 め合う まちづく り	(2)男女共 同参画に 関する意 識の普及 と教育の 推進	② 男女共同参 画に関する学習機 会・情報の提供	・生涯を通じて身近な地域で男女共同参 画について学習できるよう、体験型の講座や 休日や夜間の講座など、若年層や男性も参 加しやすい講座を企画し、学習機会の充 実に努めます。 ・誰もが学習活動に参加しやすいよう、託 児サービス、休日・夜間開催など、参加 者の立場に立った配慮を行います。 ・家庭における男女共同参画や家庭教育を 推進するための研修や情報提供を充実 します。	男女共同参画の視点に立った生涯学習事業の実施検 討	生涯学習 スポーツ 課	C		生涯学習講座において、休日、夜間などの開催時間に配慮し、 あらゆる世代が参加し、共通して学習に取り組むやすい環境の整 備に努めた。	・老若男女問わず、幅広い世代の方が参加した。 ・お菓子づくり教室、コーラス教室、陶芸教室など、夫婦での参 加希望があった。 ・託児サービス、夫婦共同で子育てを行うための学習機会の設 置について、予算措置を含め検討課題である。

(3)地域における男女共同参画の促進	① コミュニティ活動への男女共同参画の促進	・PTA、自治会、青少年育成活動などへの男女共に参加しやすい環境づくりを進め、様々なコミュニティ活動への男女共同参画を促進します。	自治会等の地域活動団体への意識啓発と連携の強化	人権市民協働課	B	自治会組織の中に女性部等、女性を中心とした組織部会を構成し、自治会内においても女性の地位や役割が確立できるように取り組みを実施している自治会が多数ある。また、女性部等の組織がない自治会については課題として取り組み、役員会等で協議をしてもらった。	自治会によって役員への女性任用の差が出ている。市として啓発はしているが、地域性や構成員の女性割合によって左右される。
	② 男女共同参画の視点に立った慣習、慣行の見直し	・コミュニティ活動において、女性の意見が反映されるよう自治会等地域組織を対象とした学習機会の充実に努めます。 ・男女の生き方に影響を与えている社会制度、慣習について、男女共同参画を阻害する要因となっていないか、見直しを含めた検討を促進します。	市民対象の男女共同参画啓発事業の実施	人権市民協働課	A	市民対象の人権講座の中で、三重県男女共同参画センター(フレんてみえ)から講師を招き、「知っておくべき「ワークライフバランス」の本質」を男女共同参画の必要性を交え講座を実施した。	受講者からは、ワークライフバランスについて、これまで「ワークライフバランスの根本から意味を理解することができてもためになりました」などの感想を頂いた。引き続き講演などを実施していく。
	③ 社会活動への参加啓発 ・地域振興を担う自治会等の意思決定の場への女性の参画を促進します。	・地域振興を担う自治会等の意思決定の場への女性の参画を促進します。	意思決定の場への女性の参画促進	人権市民協働課	B	自治会組織の中に女性部等、女性を中心とした組織部会を構成し、自治会内においても女性の地位や役割が確立できるように取り組みを実施している自治会が多数ある。また、女性部等の組織がない自治会については課題として取り組み、役員会等で協議をしてもらった。	自治会によって役員への女性任用の差が出ている。市として啓発はしているが、地域性や構成員の女性割合によって左右される。
	④ 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	・志摩市まちづくり基本条例の周知を図り、男女が共に知恵を出し合い、男女共同参画の視点に基づいた魅力あるまちづくりを推進します。	志摩市まちづくり基本条例の理念に沿った、誰もが快適に過ごせるまちづくりの推進	人権市民協働課	D	令和4年度は志摩市まちづくり基本条例推進委員会の開催ができなかった。	令和5年度は志摩市まちづくり基本条例推進委員会の開催を目指し、男女共同参画の視点に基づいた魅力あるまちづくりの推進を目指す。
	⑤ 女性団体・グループの支援	・女性の社会参画を促進するため、様々な活動に取り組んでいる団体・グループの自主活動に対し、情報提供をはじめ、団体間の交流機会の拡大など、その活動を支援し、一層の連携を進めます。 ・新たな団体・グループの育成と活動支援に努めます。	女性団体の活動支援	生涯学習スポーツ課	B	すべての女性が輝くまちづくりを推進するために、市内において女性の社会活動への参加促進を図る女性団体への補助制度の広報に努め、3団体からの申請を受け、補助金を交付した。	・補助金の交付により、事業を実施する団体への支援が行えた。 ・新型コロナウイルス感染症における影響が減少傾向にあり、徐々に活動再開の様子が見受けられる。
(1)雇用等における女性活躍の推進	① 雇用の分野における男女の均等な機会の確保	・雇用機会や待遇において男女平等が確保されるよう、「男女雇用機会均等法」や「パートタイム・有期雇用労働法」「女性活躍推進法」などの法律や制度を広く周知します。 ・雇用において、正社員と非正社員との間で賃金・社会保障など待遇面での格差が生じないよう、推進していく必要があります。	事業者に対する法制度の広報・啓発	商工課	B	リーフレットの窓口設置やポスターにより周知を行った。	啓発物による周知により対応ができている。
	② 多様な就業形態における労働条件の向上	・男女が等しく時間的ゆとりを確保し、一人ひとりが望むワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、事業所も含めた広報、啓発に努めます。 ・労働時間の短縮、リフレッシュ休暇などの必要性の啓発、フレックスタイム制などの柔軟な働き方を普及していく必要があります。	チラシや広報誌及びメディアを活用した市民・事業者への周知・啓発	商工課	B	ワーク・ライフバランスやリフレッシュ休暇の啓発ポスター等を活用し、庁舎内に掲示することにより周知を行った。	啓発物による周知により対応ができている。
	③ 職業生活と家庭生活の両立のための育児、介護の環境整備	・企業等の職場に対して、「育児・介護休業法」の普及啓発を働きかけます。 ・働く女性の妊娠・出産が労働における差別につながらないよう、事業者に対して働く女性の妊娠・出産にかかる保護規定の周知を図ります。	事業者に対する法制度の周知・情報提供	商工課	B	リーフレットの窓口設置やポスターにより周知を行った。	啓発物による周知により対応ができている。
	④ 事業者に対する男女共同参画意識の啓発	・事業者に対する意識啓発を行い、男女共同参画に関する自主的な取り組みや事業主行動計画が進むよう働きかけます。	チラシや広報誌及びメディアを活用した事業者への周知・啓発 事業者に対するポジティブ・アクション(積極的改善措置)の啓発	商工課 商工課	B B	県内で開催されるセミナー等の開催チラシを庁舎内に設置することにより周知を行った。 県内で開催されるセミナー等の開催チラシを庁舎内に設置することにより周知を行った。	国や県が作成している啓発物による周知により対応ができている。 国や県が作成している啓発物による周知により対応ができている。
	⑤ 男女が平等に働ける職場組織の支援	・商工会と連携しながら、どのような就業形態であっても、すべての労働者が安定し、男女平等な労働条件下で、安心して働けるような職場組織の支援に向け、WEBやSNSなどを通じた周知に努めます。	メディアを活用した事業者への制度周知・啓発	商工課	D	県内で開催されるセミナー等の開催チラシを庁舎内に設置及び商工会への情報提供により周知を行ったが、WEBやSNSによる周知実施には至っていない。	WEBやSNSでの周知方法を検討していく。
(2)仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進	① 固定的性別役割分担意識を解消するための啓発推進	・家庭における男女の固定的役割分担意識の是正を図るための男女共同参画の視点に立った情報提供に努めます。 ・男性の家事や子育て、介護などへの参加を促進するため、男性に対して家事や子育て、介護などに関する知識や技術を身につける機会の提供に努めます。 ・子育て支援センターで実施している教室等に、男性が積極的に参加してもらえるよう広報に努めます。	男性中心型労働慣行見直しに関する情報等の周知・啓発	人権市民協働課	A	市民対象の人権講座の中で、三重県男女共同参画センター(フレんてみえ)から講師を招き、「知っておくべき「ワークライフバランス」の本質」を男女共同参画の必要性を交え講座を実施した。 パネル展や事業を実施する際に、パンフレットを配布し市民への啓発を行った。	受講者からは、ワークライフバランスについて、これまで「ワークライフバランスの根本から意味を理解することができてもためになりました」などの感想を頂いた。引き続き講演などを実施していく。
			母子手帳交付時における男性を含む子育てについての啓発実施	健康推進課	B	母子健康手帳交付時に、男性を含む子育てを啓発するリーフレットの配布を継続した。妊婦に対しても、リーフレットをパートナーに見せることを勧め、子育てへの参加を求めよう促した。	母子健康手帳交付には妊婦一人で来所することが多いが、リーフレットやチェックリストによりパートナーの支援状況を確認し、パートナーが同席した場合は積極的な子育てを呼びかけた。
			男女共同参画の視点に立った生涯学習事業の実施検討	生涯学習スポーツ課	C	家庭における男女の固定的役割分担意識の是正を図るため、男女共同参画の観点から、男性向けの料理教室を開催し、意識の解消に努めた。	男性向け料理教室では、幅広い年齢層の人が受講し、家庭における男女の固定的役割分担意識の是正を図ることを目的に受講した人がいた。 家庭における育児・子育て、介護等への男性の参加促進に係る学習機会の設置について、予算措置を含め検討課題である。

基本目標
2
職業生活
における
女性活躍
の推進

② 子育てにおける家族的責任に関する意識の啓発	・男女が子育て、家事、教育など家庭における役割について相互に協力しながら責任を果たす意識の啓発を行います。 ・男性の子育てへの参加を促進するため、新たな日常生活における男性のための子育て教室など子育てに関する知識や技術を身につけるための機会の提供に努めます。	男女共同参画関連情報の積極的な周知・啓発の推進	人権市民協働課	A		市民対象の人権講座の中で、三重県男女共同参画センター(フレンドみえ)から講師を招き、「知っておくべき「ワークライフバランス」の本質」を男女共同参画の必要性を交え講座を実施した。パネル展や事業を実施する際に、パンフレットを配布し市民への啓発を行った。	受講者からは、ワークライフバランスについて、これまで「ワークライフバランスの根本から意味を理解することができるとなりました」などの感想を頂いた。引き続き講演などを実施していく。	
		母子手帳交付時における男性を含む子育てについての啓発実施	健康推進課	B		母子健康手帳交付時に、男性を含む子育てを啓発するリーフレットの配布を継続した。妊婦に対しても、リーフレットをパートナーに見せることを勧め、子育てへの参加を求めよう促した。	母子健康手帳交付には妊婦一人で来所することが多いが、リーフレットやチェックリストによりパートナーの支援状況を確認し、パートナーが同席した場合は積極的な子育てを呼びかけた。	
③ 子育て支援の充実	・低年齢児保育、延長保育、一時保育、休日保育等、住民のニーズにこたえ、多様な保育サービスの充実に努めます。 ・放課後児童クラブの開設、運営に対する支援を進めるとともに、指導者の養成を支援します。 ・子育てについての不安や悩みの解決に向けて助言できる相談体制の充実に努めます。 ・子育てについて、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の会員登録を促進し、円滑な運営を推進します。	各種講演会等における託児対応のための環境整備の推進	人権市民協働課	A	○	人権を考える市民の集いでは、ファミリーサポートセンターと連携し託児環境を整備した。	託児対応に関して感謝の声があった。引き続きイベントの際は託児対応を行う。	
		子育て支援環境の充実に向けた取り組みの推進	こども家庭課	A	○	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施した。	志摩放課後児童クラブを志摩小学校校舎内に移転することができた。現在、学校敷地外にある公立放課後児童クラブを小学校に余裕教室が出た時点で協議し、整い次第移転していく。	
		子育てについての相談体制の整備	こども家庭課	B			市内4か所の子育て支援センターにおいて、子育て相談に対応できるようにしている。	市内4か所の子育て支援センターにおいて、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援に努めていく。
		ファミリー・サポート・センターの会員登録促進	こども家庭課	B			保育所・幼稚園・小学校に対し、年度初めにファミリー・サポート・センターのチラシを配布したり、保健センターが実施している赤ちゃん訪問の時にチラシを配布するなどして、会員登録の促進を図った。児童の送迎や預かりなどの会員の子育てサポートを実施した。	依頼された活動については、提供することが出来た。市内実施の映画会やイベント等へ親が参加する際の託児預かりを行った。今後は提供会員の確保に努めていく。
④ 育児休業制度の普及促進	・男性の育児参加の推進と育児休暇取得のための職場環境の整備に努めるとともに、育児休業を取得した男女が円滑に職場復帰するための環境づくりを促進します。 ・企業や事業所で「育児・介護休業法」が定着しているかを把握する方法を検討し、育児休業制度の一層の普及定着を促進します。	庁内における啓発と育児休暇取得のための環境整備	総務課	B	○	令和4年度より育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置が必要となり、所属長に対して妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の個別の周知や意向確認のための面談を行うよう周知した。また、相談体制の整備を進めた。	所属長から、職員に対して育児休業について面談を行うことで、育児休業を取得しやすくなったことから、男性職員の育児休業取得件数が例年より増えた。	
		庁内における男性職員の育児にかかる各種休暇・休業制度等の情報提供	総務課	B			例規改正に合わせて、育児休業にかかる制度内容の周知と所属長に育児休業取得に関する面談を行う際に制度についての情報提供を行うよう庁内グループウェアで周知した。また、職員から相談があった場合は、制度について案内した。	男性による育児時休業の取得件数が例年より増えた。今後も、積極的に制度について周知していく。
		企業や事業所に対する育児休業法の周知・定着	商工課	B			リーフレットの窓口設置やポスターにより周知を行った。	啓発物による周知により対応ができている。
⑤ 子育ての社会化の推進	・地域、学校、家庭が一体となって児童の健全育成に努めます。 ・地域全体で子育てを支えていくことの必要性を市民に啓発していくとともに、青少年育成団体や総合型地域スポーツクラブ等の活動への支援を行います。 ・高齢者と子どもの世代を超えた交流を推進することにより、豊かな感性を育てる機会を提供します。 ・子どもへの虐待防止、虐待の早期発見に対応できる地域の見守りシステムの確立に努めます。	総合型地域スポーツクラブの拡充	生涯学習スポーツ課	A		総合型地域スポーツクラブの活動は、子どもの居場所づくりや高齢者の健康増進や介護予防活動を通じて、地域コミュニティの役割を担っており、今年度から全地区で総合型地域スポーツクラブの活動を通じて取り組んだ。	市内全地区で総合型地域スポーツクラブが活動し、教室や事業でスポーツや文化活動を通じて、子どもや子育て世代だけでなく、高齢者やその他世代との交流が期待できた。今後は、学校と連携を図り、市内の総合型地域スポーツクラブが放課後児童クラブ機能が整備できれば、より子育て社会の推進に繋がり、地域コミュニティが形成されることから、誰もが気軽に活動できる場として、認知度の向上や地域に根付いたネットワーク構築をより一層進めていく必要がある。	
		青少年育成や子育てに関連する団体等との連携・支援	生涯学習スポーツ課	B			青少年育成団体に、ジュニアリーダー研修会など、学校との連携事業を委託し開催された。	学校との連携事業を含め、様々な事業や行事の企画を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止は一部あるものの、事業内容の工夫や、再開が見受けられる。
			こども家庭課	A			児童虐待の早期発見・防止については、関係機関が志摩市子ども家庭支援ネットワークを通じ、連携して行っている。	志摩市子ども家庭支援ネットワーク代表者会議を3回開催した。また、各地区の主任児童委員と情報交換会を行い、地域での見守り体制の強化を図った。会議での決定事項や周知事項が構成員一人ひとりにまで行き渡らず、組織内での情報共有が課題となっている。
⑥ ひとり親家庭の自立支援	・ひとり親家庭に対して、父親、または母親の仕事と子育てが両立できるよう、母子・父子自立支援員等との連携を図りながら相談活動の充実に努めます。 ・ひとり親家庭の生活安定の確保を図るため、児童扶養手当・高等職業訓練促進給付金等の経済的援助の周知と利用を促進します。 ・ひとり親家庭の自立を支援するため、生活に必要な各種資金の貸付の利用を支援します。	ひとり親家庭に対する支援の拡充検討	こども家庭課	A		・ひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援員と連携して相談対応を行った。 ・児童扶養手当に加えて子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)を支給した。 ・高等職業訓練促進給付金等事業の周知を行い、利用促進に努めた。 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談等を行った。	・自立支援教育訓練給付金については口座指定が3件(内1件は支給済)、高等職業訓練促進給付金等事業については、継続利用者が1件となっている。 ・母子父子寡婦福祉資金については1件の申請に至った。申請から振込まで日数がかかるため実際に利用できることが少なく、結果として他の貸付を案内することが多くなっている。	
⑦ 介護における家族的責任に関する意識の啓発	・介護についての固定的性別役割分担意識を是正するため、広報・啓発に努めます。 ・男性の介護への参加促進に努めます。	男性を含む介護教室やセミナーの開催	介護・総合相談支援課	B		介護ばかりでなく、壮年期以降の生活や暮らしのあり方などについて考えてもらうきっかけとなるようライフデザイン講座を開催した。 3回1クールの講座で市内3か所で開催、15人の参加者のうち男性の参加2人。	40歳～前期高齢者を中心とした早期からの介護予防普及啓発というねらいがあったが、その年齢層の参加者は4人と少なく、他は後期高齢者であった。介護のみならず、生活のあり方全体について意識変容が図られるよう40歳以上を対象に継続して実施していきたい。	
⑧ 介護支援の充実	・介護についての各種サービスの情報提供を充実するとともに、相談に応じる体制の整備に努めます。 ・介護者の悩みや労力を軽減するため、多様な介護支援サービスの充実に努めます。 ・介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた家庭で生活できるよう、在宅サービスの充実に努めます。	介護・総合相談支援課(地域包括支援センター)の相談窓口の積極的周知	介護・総合相談支援課	B		・継続して、広報しまで毎月「地域包括支援センターかわら版」として介護・総合相談支援課(地域包括支援センター)の紹介を行っている。また、令和元年10月より、地域包括支援センターを増設し、それに伴い、医師会及び介護サービス事業所、各種団体へ周知し、市民には、広報しま、志摩市ホームページ、ケーブルテレビ、各戸配布回覧で周知を行った。	令和元年10月より、地域の身近な相談窓口を設置するため、地域包括支援センターを増設したが、浜島・磯部圏域は、志摩市社会福祉協議会へ業務委託を行ったが、大王・志摩圏域は公募がなかった。今後も地域包括支援センターの相談窓口の周知に努めていく。	

	⑨ 介護休業制度の普及促進	・介護休暇取得のための職場環境の整備に努めるとともに、介護休業制度の普及・啓発に努めます。 ・関係機関と連携して企業を対象に「育児・介護休業法」の周知及び制度の普及・啓発に努めます。	庁内における啓発と介護休業取得のための環境整備	総務課	B		各種の休暇と合わせてグループウェアで周知した。職員から介護休暇の取得について相談があった場合は、制度について案内した。	例年より問い合わせは増え、実際の介護休暇を取得したケースもあった。介護と仕事の両立に向けて、今後も周知していく。	
			企業、事業所に対する広報やチラシ等による啓発	商工課	B		リーフレットの窓口設置やポスターにより周知を行った。	啓発物による周知により対応ができています。	
	(3) 農林水産業や商工自営業、観光における男女共同参画の促進	① 家族的経営における役割の評価と就業環境の整備	・家族的経営において男女がその果たしている役割に対して適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような就業環境の整備・支援に努めます。 ・農協や漁協、商工会など、異業種間との連携を図り、交流の場づくりを進めます。	農山漁村女性アドバイザーの積極的活用	農林課	B		志摩市農業経営・生産推進協議会などにおいて、委員として意見を徴収した。	農業経営・生産推進協議会については、1回開催した。
				農業、水産漁業従事女性の社会参加・交流の場づくり	水産課	A		漁村女性アドバイザーである海女が主体となり、志島地区において漁業者自らがスボアバック法による資源増大への取り組みやウニ類の駆除をおこなった。	漁村女性アドバイザーは、志島地区の海女1名であるため、その他の地区への周知を図り、他の地区でも漁村女性アドバイザーの資格を取得していただきたい。
					農林課	A		志摩町において、農業に従事している女性の参画のもと産直市場の運営を行っていた。	志摩特産物販売施設において主に土日に「まるやま朝市」を開催した。課題として、農家の高齢化により出品数が減少している。
					水産課	C		海女振興協会において、海女サミット2022を対面式で開催し、志摩市だけでなく、鳥羽市及び県外海女が参加した。(市内海女25人、市外海女26人、県外12人) 海女サミット2022では、地区や市、県を越えた意見交換などを行い、交流を図った。	海女サミット2022を対面式で開催し、交流を深めることができた。今後も定期的に海女サミットを開催し交流を図って行きたいと考えているが、高齢化、磯焼けによる水産資源の減少と課題も沢山あるため、その部分についても意見交換等を行ってきたい。
		② 職業能力の開発と企業家支援の促進	・男女共同参画を進めるため、農林水産業や商工業に従事する担い手の能力の向上を図ります。 ・女性起業家や起業を希望する女性に対して、相談窓口の充実や、国・県等の融資制度の情報提供や起業支援となる講座の開催に努めます。	創業スクールの開催及び新規創業者への支援	商工課	B		商工会主催の「創業セミナー」に当市が後援し、周知を行った。ホームページでは県の事業である女性の就職サポート事業や厚生労働省の求職者支援制度について周知を行った。	10名程度の方が創業セミナーに参加された。
		③ 魅力ある観光地づくりに向けた人材の育成と組織化	・観光客を温かく迎え入れるための「おもてなし」を男女が共に協力し合いながら取り組むことにより、観光地としての魅力アップを図ります。 ・観光施設の従業員や宿泊業従業員、特産品の販売員など観光産業に直接かかわる人々のみならず、地域の名所の案内人や地域の歴史・文化の語り部など、観光客に対して満足度の高いサービスを提供するため、男女共同参画による人材の育成や組織の強化を推進します。 ・「観光地経営」の視点に立った観光地づくりの舵取り役として、観光地づくり法人や観光地づくり会社の設立支援を行うとともに、連携強化による魅力ある観光地	DMO(観光地づくり法人)やDMC(観光地づくり会社)などの設立支援・連携強化	観光課	B	O	誰もが観光しやすい観光地を目指し、志摩市観光案内所と連携を図りながら、観光案内業務のスキルアップにつなげた。また、DMC設立のため、関係機関と協力し、支援を行った。	誰もが観光しやすい観光地づくりに向け、DMO、DMCと更なる連携を強化し、継続的な取り組みが求められる。
		④ 生活者視点の観光振興への積極的な参加	・真珠をはじめとする、地場産業や郷土料理、灯台やサーフィンなど、生活者視点の地域文化の発信による観光振興や、観光地づくりについて、男女を問わず、積極的な参加を促せるように各種団体等と連携します。	生活者である市民からの提案型観光振興事業の実施・協働	観光課	B		志摩市の豊かな自然から育まれた食をテーマとした鉄道との連携事業、サーフィンやスポーツによる観光振興事業などを実施し、農林水産業者、宿泊業者、飲食事業者、交通事業者、スポーツ関係団体など、多様な事業者との連携による観光振興を図った。	地場産業、地域食材、地域ならではのアクティビティなどのPRを含め、男女を問わず積極的な各種団体等と連携することが求められる。
	基本目標 3 政策・方針決定における男女共同参画	(1) 市行政等の組織における性差のない登用の推進	① 審議会等への女性の登用推進	・本市の様々な政策や方針を決定する場における男女共同参画を進めるため、審議会、委員会等への女性の積極的な登用を進めます。 ・男女が参画しやすい仕組みづくりを進めるため、各種審議会、委員会等の委員構成の見直しや公募委員制の導入を進めます。また、女性の委員の参加を容易にするため、託児制度の導入を図ります。 ・女性リーダーの育成を促進するとともに、女性の人材情報の整備を行います。	審議会等への女性登用率40%(令和7年度)を目標に推進	人権市民協働課	B		審議会等委員へ女性委員の登用を考慮するよう全庁的に周知する。
		② 管理職への女性の登用推進	・各職員の能力を公平に捉えつつ、女性の採用、職域の拡大や、管理職等への登用を進めます。 ・政策・方針決定の場への女性の参画推進を目的とした能力開発の研修、学習機会の充実に努めます。	男女共同参画(ワーク・ライフ・バランスの推進等)に関する女性職員研修の実施	総務課	B		女性職員の長期的活躍を推進するため、育児・家庭と仕事の両立など仕事を通じて実現したい将来像を描き、それに近づくプロセスを明確にすることで、女性職員が働くことに対する自信や前向きな気持ちを持つことを目的とし、女性職員向けの研修を実施した。	女性職員向けの研修を実施。グループワークでお互いから学び、ワークを通して自分の考えを深めることができた。また、この研修がなぜ大事なのかを意識できていた。率直に自分の悩みを開示し、助言し合う様子が見られ、新しいことを吸収しようとする姿勢があった。研修の効果が感じられ、今後も毎年実施したい。
				能力開発研修等に対する積極的な派遣実施	総務課	B		コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、オンライン研修を中心に各種研修事業を周知した。	各種研修に自主的に積極的な参加申込があった。
		③ 公共的機関、団体における取り組みへの働きかけ	・市行政運営を補完する各種外郭団体や関連団体、協議会など、様々な組織において、女性職員の登用・配置等について積極的な取り組みが行われるよう意識啓発と連携強化を図ります。	各種団体への男女共同参画の意識啓発と連携強化	人権市民協働課	A		各課に対し審議会等の積極的な女性の登用を呼び掛けており令和3年4月1日の調査では審議会等の女性登用比率が32.1%で県内4位である。各審議会において女性の意見を増やしていき審議会から各種団体への意識啓発と連携強化を進めていく。	引き続き各課に対し女性委員の登用に積極的に取り組んでいき、各種団体への男女共同参画の意識啓発と連携強化に努めていく。

	(2)事業者に対する働きかけ	① 事業者等に対する意識啓発	・経営や組織運営等への女性の意思を反映することができるよう、企業・団体における経営方針決定の場への女性の参画促進の働きかけを行います。	企業や事業所に対するポジティブ・アクション(積極的改善措置)等の啓発実施	商工課	B		県内で開催されるセミナー等の開催チラシを庁舎内に設置することにより周知を行った。 ホームページでは県の事業である女性の就職サポート事業や厚生労働省の求職者支援制度について周知を行った。	国や県が作成している啓発物による周知により対応ができています。
		② 誰もが能力を發揮できる就労環境の整備	・性別にかかわらず、生きがいをもって働くことができるよう、キャリア教育や意識啓発の推進、就労環境の確保を促進します。	能力開発セミナー等の周知や情報提供	商工課	A		関係機関と連携し、リーフレットの窓口設置や市広報誌・文字情報等により周知を行った。 ホームページでは県の事業である女性の就職サポート事業や厚生労働省の求職者支援制度について周知を行った。	様々な媒体による周知により対応ができています。
	(1)地域の安全・防災活動における男女共同参画の促進	① 地域防災体制への男女共同参画の充実	・消防団や自主防災組織をはじめとした地域における防災体制の構築に当たり、女性消防団員の任用拡充など男女の偏りのない組織づくりや男女共同参画によるネットワークづくりを積極的に推進します。	女性消防団員の拡充と環境整備	消防総務課	D		性別を問わず、団員を募集した。 女性消防団員の配置については、男性団員と同様、既存の分団に属することとしている。 新たな団員募集の取組として、SNSの活用や、市内県立高校で団員募集について周知を行った。	本年度から新たな取り組みとして、ツール(SNS)の活用や、高校生への周知を実施したが、現在のところ成果として表れていない。 今後は、魅力ある募集方法を模索しつつ、粘り強く女性団員の拡充に努めたい。
		② 災害時における男女格差のない支援体制の確保	・災害発生時における女性の負担増加を防ぐための女性の視点を取り入れた組織体制の整備や資材の提供体制の整備などを進めます。	女性の視点にたった防災、災害時支援・復興措置に関する計画等の検討	防災危機管理室	B	○	令和4年度に防災担当に配属となった女性職員を中心に、防災備蓄品の見直しを行った。	令和4年度では生理用品の品目の充実を行うとともに、令和5年度以降に向けての調達目標を定めた。 今後は、調達目標の達成に向けて業務を遂行するとともに、担当だけでなく、広く意見を聞く機会を作り、内容の充実とより効果的な防災備蓄の実施につなげる。
				災害時応援協定や災害時ボランティアの確保等、支援側の幅広い担い手の確保による女性の負担軽減	防災危機管理室	D		避難所運営マニュアル等で避難所運営における女性の視点の重要性について明記し、自治会向けに実施した訓練・研修会で意識付けを行った。	令和4年度においても女性の視点の重要性の啓発を踏まえた自治会向け避難所運営訓練・研修会を実施するも参加者の大半が男性であったことから、「女性の視点の重要性」を浸透していくために研修会等への女性の参加を促す。
		③ 避難所運営への女性の参画	・災害から受ける影響やニーズに関する性別による相違点や性的マイノリティへの配慮といった内容を避難所運営マニュアルに盛り込み、周知を図ります。また、避難所運営における、あらゆるハラスメント等の防止に取り組みます。	市民が実施する防災訓練への女性の参画の推進	防災危機管理室	D		避難所運営マニュアル等で避難所運営における女性の視点の重要性について明記し、自治会向けに実施した訓練・研修会で意識付けを行った。	令和4年度においても女性の視点の重要性の啓発を踏まえた自治会向け避難所運営訓練・研修会を実施するも参加者の大半が男性であったことから、「女性の視点の重要性」を浸透していくために研修会等への女性の参加を促す。
	防災講話での女性の参画についての啓発			防災危機管理室	B		防災技術指導員による防災講話において避難所運営は女性等様々な避難者の意見が反映できるよう配慮が必要であることを伝え、地域の防災・減災対策への女性の参画の必要性の意識付けを行った。	防災講話の参加者は女性も多く、避難所運営における女性の役割の重要性について広く啓発できたことから、今後は女性の訓練への参加へつなげていく。	
	(2)環境保全活動における男女共同参画の促進	① 環境保全活動の推進における男女共同参画	・広く地域環境の保全を図る活動から、身近な家庭生活における環境保全活動まで、様々な場面における取り組みについて男女共同参画の視点を取り入れながら活動を進めます。	環境問題に関して、男女共同参画の視点を踏まえた情報の収集・発信	環境・ごみ対策課	B		市民全体を対象に、市のホームページや広報しま等で環境保全を推進するための情報を発信した。	環境保全を推進するために、引き続き啓発や情報発信を実施していく。
				② 環境に係る意思決定への積極的な参画	・地域における環境保全の方針、方策を決定していく場への積極的な女性の登用を促進します。	志摩市自然環境保護審議会への女性登用	環境・ごみ対策課	D	
	(3)困難を抱えた女性等が安心して暮らせる条件	① 高齢者の生活安定への支援	・高齢者の就労の場の拡充に努めます。 ・地域の支援者となるべき人と、顔の見える関係づくりを進めます。 ・民生委員等と連携し、年金や暮らし等についての相談体制の充実、地域の見守り体制の構築などを図ります。	シルバー人材センターに対する活動支援の継続	地域福祉課	B		高齢者の就業の機会を確保・提供することで、生活の充実や社会参加の増進を図るシルバー人材センターの活動を引き続き支援した。	近年、定年退職年齢の引き上げ等の理由から、シルバー人材センターの会員数が減少しており、会員数の確保が喫緊の課題となっている。
				地域の支援者と連携した相談体制の強化	介護・総合相談支援課	C		地域づくりや地域課題の解決等について話し合う機会として、自治会単位でふくし座談会の開催を働きかけ、実施。(19地区/50地区)	○年に1回全地区でのふくし座談会を開催する目標であったが、達成できなかった。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった地区が多かったが、次年度の開催を提案されるなど、一部地域では開催に向けて前向きな声も聞かれている。
				地域での見守り意識の向上に向けた広報・啓発	介護・総合相談支援課	B		・あんしん見守りネットワークの協力団体やメール配信登録者に対して各種認知症関連事業の案内をおこない、地域での見守り意識の向上を図った。また、認知症サポーター養成講座や企業ヒアリングや地域ケア会議など機会を見つけて協力団体やメール配信の登録について紹介し、協力依頼をした。 ・情報提供メール配信システムにより、高齢者見守りや特殊詐欺に対する情報提供を行った。	○あんしん見守り協力団体は78団体⇒90団体と企業に直接加入説明を行った事で増えた。 ○メール配信は210名の登録者に対し、26回配信。今後はメール配信登録者を増やすために周知を継続していく。 ○認知症サポーター養成講座は6回実施し、そのうち小中学校では4回実施し、キッズ認知症サポーターを増やすことができた。今後は認知症サポーターを増やすために養成講座の周知を継続していく。
② 生きがい対策		・ライフスタイルの多様化を背景に、シルバー人材センターが高齢者の生きがいや社会参加の場として拡充することを支援します。 ・ボランティア活動や健康づくりにかかわる各種活動、自治会等の地域活動を通して仲間づくり、まちづくりへの参加を支援します。 ・高齢者が子どもたちや地域住民との交流により、文化や知識、技術等の継承を図ることを支援します。	介護予防リーダーやボランティアポイント事業の活用	介護・総合相談支援課	B		○地域での介護予防活動促進のため、介護予防リーダー(お達者サポーター)の活動支援を行った。 ・お達者サポーターの活動を支援するために、ステップアップ研修、連絡会(6/24実施 50人参加)・交流会(3/9実施 26人参加)を開催した。*それぞれ研修を同時実施 ・災害発生時に避難することのできる体力づくりを目指し、お達者サポーターによる健脚運動を13地区で定期実施(2回/月以上)を継続、2地区を新規として開始。 ○地域でのボランティア活動を継続しやすくするため、ボランティアポイント制度を構築し実施した。 活動登録員:430名、うち男性60名、女性370名 うち転換交付金交換者数185名 ボランティア受け入れ事業所95箇所 協賛協力店 8店舗	○新たに2地区において健脚運動を開始する地区があり、地域での介護予防活動の場が増加した。 ○地域での介護予防活動の高齢化、後継者不足、地区による人数差が課題である。 ○ボランティアポイント事業は、今年度もコロナ禍において介護予防に資するボランティア活動の場が、少なくなり活動しにくい状況が続いている。ボランティアポイント登録者のモチベーションを維持していくことが課題となってきている。	

基本目標 4 誰もが安心して暮らせる環境の実現			地域で活動する団体相互の情報交換の促進による活動活性化	地域福祉課	B	相談体制の強化を図るため「身近な相談窓口」として、地域団体等と「顔の見える関係」を築き、市役所に地域の情報がスムーズに橋渡しされることを目指し、地域にアウトリーチする地域支援員を配置し、市役所各課と地域支援員との連携会議を実施している。 令和4年度からボランティアセンターの活動が活発化し、交流会やチャレンジの機会を作り、新しい取組をしている。またボランティア活動の紹介など、啓発活動にも力を入れている。	地域団体との「顔の見える関係」は出来たと地域福祉推進審議会でも評価を得ているが、孤立・孤独の問題が拡大する中、地域が主体的に地域課題について話し合う体制づくりを目指したい。 気軽に参加できるボランティア活動が重要。参加方法や、活動の周知方法など働き世代にも届くよう、検討する必要がある。	
	③ 高齢者福祉サービスの充実	・社会が多様化・複雑化する中、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた家庭で安心して生活できるよう、在宅サービスの充実や関連施設の整備を推進します。 ・寝たきりにならないよう、疾病予防、転倒予防等の知識の普及・啓発と健康講座の開催を図ります。	高齢者福祉サービスの利用促進とニーズの把握	介護・総合相談支援課	B	・認知症カフェを毎月開催し、情報交換等の交流の場を設けた。また、認知症地域支援推進員を配置することで、介護と医療の連携強化に向けた取組を行い、「しまこさん福福まつり」を開催した。 ○相談者の困りごとに対し、介護サービスや高齢者福祉サービス、地域での支えあいにより安心して生活できるよう、調整を行った。	○認知症カフェを磯部と阿児と交互に毎月1回開催し、3年ぶりにしまこさん福福まつりを開催し、認知症の周知・啓発を行った。今後もあらゆる機会を利用して周知していく。 ○電話や来所、訪問等により相談に対応し、ニーズの把握やサービスの利用促進に努める。	
			生活機能評価や予防教室による生活機能低下の防止	介護・総合相談支援課	B	・老人クラブやいきいきサロン等高齢者の集う場における介護予防のための集団健康教育を実施した。 ・介護予防のための集団健康教育(いろは出前講座)31回、延べ参加者数647人	高齢者福祉サービスを実施することにより、高齢者の在宅での自立した生活を支援することができた。 今後も、高齢者福祉サービスの普及・啓発について継続的に取り組む必要がある。	
	④ 障がい者の自立支援	・障がい者が、できる限り地域で自立した生活が送れるよう、能力や適性に応じ、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の適正な提供に努めます。 ・相談体制の充実や安定かつ質の高い障がい者サービスの提供体制の整備を推進します。 ・地域住民や企業等に対し、障がいに対する理解を深めます。	障がい福祉サービスの適正な提供、サービス事業所の整備	地域福祉課	B	・相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成にかかる質の向上や、事業所職員による適正な支援の充実を図るために「計画相談事業所会議」及び「障がい者地域ケア会議」等を開催し研修等を実施した。また福祉人材の定着を図ることを目的に福祉に関する基礎知識の習得を目的とした研修会を開催した。	・市内の事業所では人材不足が大きな課題となっており、その解消に向けた更なる取り組みが必要という状況はありながらも、市外の事業所でも志摩市の利用者へのサービス提供が可能な事業所もあるため、必要に応じ連携を行うこととなる。	
			障がいに対する地域や職場の理解の促進	地域福祉課	B	・障がいのある人への理解を深めるために、地域自立支援協議会の「地域啓発」プロジェクトを中心にイオン、金融機関等、中学校において啓発掲示活動の実施、「広報しま」への啓発記事の掲載、市内高校生へ障がいに関する説明会及びアンケートの実施、市内福祉委員会への啓発活動の実施などを行った。また、コロナ禍で令和2年度、3年度と開催できなかった、「志摩市認知症・障がい福祉啓発事業 しまこさん福福まつり」を開催し、地域の方々に、障がい福祉の事業所の活動等の周知を行った。 ・地域自立支援協議会の「働く」プロジェクトでは、企業訪問を実施し障がい者就労にかかる制度や関係機関についての情報の啓発に努めた。	・様々な啓発活動の取り組みの中で、啓発に関しては障がい分野だけに限らず、分野横断的な啓発というものも、庁内連携の中で実施することの検討の余地がある。 ・市内高校生に実施したアンケートの結果を踏まえた取り組みについて検討を行う必要がある。 ・障がい者就労の啓発については、主に企業訪問において行っているところであるが、第2期志摩市障がい者(児)計画の数値目標にとらわれず効果的な企業への啓発の方法を再考する必要がある。	
			地域自立支援協議会の機能充実	地域福祉課	B	・令和3年度からの計画となる「第2期志摩市障がい者(児)計画・第6期志摩市障がい福祉計画・第2期志摩市障がい児福祉計画」を推進するにあたり、新たな計画の進捗状況と地域課題を整理したうえで、新たな計画の進捗状況と地域の課題を整理したうえで、新たな計画の方向性について、各分野における部会(プロジェクト会議)等により協議を行った。 ・地域自立支援協議会の一つの部会において、第6期志摩市障がい福祉計画の目標である「地域生活支援拠点」の整備を行い、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築し、令和4年度から志摩市としての「地域生活支援拠点」の運営を開始した。	各種目的に沿った会議や研修を実施することで、情報共有を図りつつ関係機関との連携やサービス支援に向けたスキルの向上に繋がった。	
	(4)性と生殖に関する健康と権利の意識啓発	① 性と生殖に関する健康と権利の意識啓発	・母性を尊重する意識の高揚を図るため、母性のもつ社会的機能の重要性についての啓発、教育を充実します。 ・学校での学年に応じた性教育や健康教育を充実させ、異性に対する正しい知識や性感染症予防や二次性徴に関する知識を養い、お互いに尊重し合える意識づくりを推進します。 ・性犯罪、売買春等の防止に対する取り組みを推進します。	中学校へ出前講座による性感染症予防教育の実施	健康推進課	A	市内すべての中学校で性感染症予防教育を実施し、講座の中でグループワークを新たに取り入れて、生徒が意見交換することによって積極的な講座への参加を促した。また、思春期世代への健康づくり講座を新設し、中学校2校で実施した。新たに、市内の高校での性教育出前講座新設に向け、担当者間での協議を開始した。	中学生向けの出前講座では、グループワークや個別ワークを取り入れ、計画どおりに実施できた。今後は高校生向けの出前講座についても新設を目指す。
		② 生涯健康づくりの指導・相談体制の充実	・乳児から高齢者に至るまでの一貫した健康診査、保健指導の実施、的確な情報提供や相談の充実を推進します。 ・出産前後の母子の健康を守るとともに、育児不安を抱えている母親などを支援するため、母子保健の充実に努めます。 ・生活習慣病を予防するため、食生活習慣や栄養、運動、休養のバランスのとれた生活を送るための指導、啓発を図ります。	乳幼児期の健康相談、健康診査等の実施継続	健康推進課	A	乳幼児健康相談、7か月児相談、1歳6か月児・3歳児健診等の相談・健診事業を実施した。乳幼児健康相談は、より効果的に活用してもらえるよう開催地区を見直して実施した。	必要に応じて個別対応での相談の機会を設ける等して対応した。今後も、相談に迅速に対応できるよう、引き続き、集団事業に並行して個別対応の仕組みを維持し、体制を整えていく必要がある。
			母子健康手帳の交付及び健康相談の実施継続	健康推進課	A	母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に対して支援プランを作成し、必要に応じて訪問等の支援を継続的に行った。また、産後2週間を目安にすべての産婦に対し、おめでとうコールとして架電し、相談等に対応した。	支援プランにより、妊娠期から継続的に支援する仕組みが構成できた。また、おめでとうコールで心配な様子があれば、早期に保健師訪問につなぐ等の対応ができた。	
			生活習慣病予防教室の実施継続	健康推進課	B	市民が生活習慣病を予防・改善するための教室として、糖尿病予防講座、高血圧予防講座、生活習慣病予防運動教室を実施した。	令和4年度は新たに市内5町で運動教室を実施した。糖尿病予防講座については、11月に開催したが、講座後特定健診の案内ができるよう、早い段階での実施を検討する必要がある。	

				食育推進事業の実施継続	健康推進課	C		市民対象に食事のとり方講座、家庭の食事作り応援事業を実施した。食生活改善推進協議会への委託の料理教室については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市民対象の教室は実施しなかった。会員で作成したレシピを冊子にし、市内スーパーに設置・配布した。乳幼児相談や1.6歳児・3歳児健診時に希望者に対し、栄養相談を実施した。また、離乳食教室に調理実習を取り入れ、両親での参加も希望に応じて受け入れている。また、新たな取り組みとして、妊娠期応援食育レターを開始し、妊婦に食育に関する資料等を郵送した。	食生活改善推進協議会の教室については、新型コロナウイルス対策のため実施できない事業もあったが、家庭で活用できる内容での事業実施方法を模索し、レシピに加え健康情報も掲載した冊子として配布することができた。離乳食教室では調理実習を取り入れたことで、より具体的に家庭での調理手技をイメージしてもらうことができ、参加者間の交流も深まった。また、これまで事業展開が無かった妊娠中に新たな取り組みを開始することができた。今後も各ライフステージを意識し、幅広い年齢層に向けて食育事業を展開していく。
	③ 保健医療対策の充実	・HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用など健康を損なう問題に対して、正しい知識の普及、啓発や学習機会の提供に努めます。 ・女性特有の病気に対する対策を強化し、正しい知識の普及と検診体制を充実します。	成人の各種がん検診の継続と受診率向上のための環境整備	健康推進課	A		乳がん、子宮頸がん検診の実施にあたり、託児利用日、休日(土曜日・日曜日)検診日を設定した。集団検診予約の利便性を図るため、ウェブ予約サービスを実施した。がん検診の年間予定の周知と、がんや検診受診の必要性を正しく理解して受診できるよう「がん検診のお知らせ」パンフレットを各戸配布・市内スーパーへの設置を行った。また、40歳になる節目の人に個人通知した。20歳と30歳になる人に子宮頸がん検診・40歳になる人に乳がん検診の無料はがき、50歳になる人に乳がん検診受診勧奨のはがきを送付し、受診率の向上を図った。	乳がんマンモグラフィ検診・子宮頸がん検診については、受診率はわずかではあるが増加している。ウェブ予約サービスは、一定の定着がみられ、今後も継続していく必要がある。「がん検診のお知らせ」パンフレットについては、市内スーパーに設置することでより多くの人に周知することができた。パンフレットの追加が必要となるスーパーも複数あり、需要は多く次年度も継続する必要がある。	
基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1)配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	① 関係機関の連携による支援体制等の整備	・「DV防止法」に基づいて福祉部門、保健部門、医療機関、警察等が連携を図り、身体的・精神的暴力等の根絶に努めます。 ・市職員全員を対象とした人権教育を推進します。	女性の人権に関する研修・啓発事業等の実施	人権市民協働課	A	○	「差別をなくす強調月間」における街頭啓発では三重県、志摩市、法務局、人権擁護委員、鳥羽警察署が連携して街頭啓発が連携し、女性に対する暴力防止の周知啓発を実施した。	引き続き令和5年度も強調月間に周知啓発を実施する予定である。
			関係機関との連携強化	子ども家庭課	B		相談対応時、必要に応じ、警察等関係機関と連携を取り、被害者の安全確保に努めた。	相談対応時、必要に応じ、警察等関係機関と連携を取り、被害者の安全確保に努めた。	
		② 身体的・精神的暴力等の根絶に向けた取り組みの推進	・三重県女性相談所、三重県男女共同参画センター(フレんてみえ)、三重県保健福祉部門等と連携しながら相談支援体制を充実します。 ・被害者やその子どもが問題を抱え込まないように、相談窓口を充実するとともに広報に努めます。	各関係機関におけるDV相談窓口の周知	子ども家庭課	A		広報誌・ホームページ・トイレへのカードの設置等により、DV相談窓口を周知した。また、相談があった際には関係機関と連携し対応を行った。	広報誌・ホームページ・トイレへのカードの設置等により、DV相談窓口を周知した。また、相談があった際には関係機関と連携し対応を行った。
	(2)DVや性的暴力防止のための啓発	① DVやセクシュアル・ハラスメントの排除及び防止のための普及・啓発	・地域から性別に基づく身体的・精神的暴力等を根絶するため、住民が正しい知識等を学習する機会を提供します。 ・セクシュアル・ハラスメント防止に向けた講演会等の開催や防止のための普及・啓発資料の提供に努めます。 ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務を企業等に啓発促進します。	女性に対する暴力防止に関する住民への啓発実施	子ども家庭課	B		女性に対する暴力をなくす運動期間中に、啓発を行った。	女性に対する暴力をなくす運動期間中に、関係機関協働で街頭啓発を行う予定をしていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、ティッシュを窓口に設置するという啓発方法をとった。
				セクシュアル・ハラスメントに関する住民への啓発実施	人権市民協働課	B		女性に対する暴力防止月間では、パープルリボン運動、パネルやポスターの展示、広報誌等への掲載、啓発物品の配布などを実施した。	多くの人の目に留まりやすい玄関近くに特設ブースを設置することで興味をもつきっかけ作りとなるため、引き続き実施していく。
		② 性犯罪、性暴力、ストーカ対策等の推進	・性犯罪、性暴力、ストーカ対策等被害についての相談窓口をチラシ、ポスター等で周知します。	関係機関との連携を密にし、性犯罪・性暴力の被害者を速やかに相談へつなげられる体制を確保し、性犯罪等根絶に向けた市民の意識改革推進のための周知・啓発	人権市民協働課	A	○	子ども家庭科および県の男女共同参画センター(フレんてみえ)と速やかに連携をとれる体制をとり、ホームページ、広報しま、窓口のリーフレット配布、イベント時の啓発物品の配布等で周知を進めている。	引き続き、この連携体制を維持し、相談があった際に迅速に対応できるよう努める。コロナの影響で開催できなかった男女共同参画連携映画祭を令和5年度は開催し、より周知を進めていく。